知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ

第 45 回(2023 年 7 月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 46 回	2023年 11月 18日(土)	2023 年 5 月 1 日
第 47 回	2024年 3月 10日(日)	2023 年 9 月 1 日
第 48 回	2024年 7月 21日(日)	2024年1月1日

[※]知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
P151	契約は、「申込み」の意思表示と「承諾」の意思表示の合致	契約は、「申込み」の意思表示と「承諾」の意思表示の合致
Lesson14 民法[1]	により成立します。契約書を締結しなければ成立しない、	により成立します。契約書を締結しなければ成立しない、
1 契約の成立、有効要件	との誤解もあるようですが、口頭であっても意思表示が合	との誤解もあるようですが、 保証契約などの一部の契約を
(1) 契約の成立	致すれば、契約は成り立ちます*。	除いて、 口頭であっても意思表示が合致すれば、契約は成
1行目~3行目		り立ちます**。
P151	②は、契約内容が確定可能であること、 実現可能である	②は、契約内容が確定可能であること、 実現可能である
Lesson14 民法[1]	こと、 適法であって 社会的妥当性を有することです。強行	こと、 適法であること、社会的妥当性を有することです。
1 契約の成立、有効要件	規定**や公序良俗に反するような内容である契約は、有効	契約内容が当事者双方にとって不明瞭であったり、 強行規
5行目~7行目	ではなく成立しません。	定* に違反していたりや 公序良俗に反するような内容であ
		る契約は、有効ではなく成立しません。
P151	※「任意規定」とは、当事者の意思表示が優先され、当事	※「強行規定」とは、当事者の意思表示 よりも 優先され、
Lesson14 民法[1]	者の合意が あれば排除できる規定です。 例えば、民法 404	当事者の合意が あっても排除できない規定をといいま
1 契約の成立、有効要件	条では、「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がな	す。例えば、民法 678 条における「組合から任意に脱退
注釈「任意規定」	いときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点にお	することができる」旨を規定する部分は強行規定であ
	ける法定利率による」旨が規定されていますが、法定利率	り、これに反する契約は効力を有しません(最高裁平成
	が年3パーセントであった時に、当事者が「年1パーセン	11 年 2 月 23 日第三小法廷判決)。これに対し「任意規
	ト」の利率で合意した場合は、「年1パーセント」の利率が	定」とは、当事者の意思表示が優先され、当事者の合意
	優先して適用されます。一方、当事者の意思表示よりも優	があれば排除できる規定です。例えば、民法 404 条では、
	先され、当事者の合意があっても排除できない規定を「強	「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がない
	行規定」といいます。例えば、民法 678 条における「組合	ときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点にお
	から任意に脱退することができる」旨を規定する部分は、	ける法定利率による」旨が規定されていますが、法定利
	強行規定であり、これに反する契約は効力を有しません(最	率が年3パーセントであった時に、当事者が「年1パー
	高裁 平成 11 年 2 月 23 日 第三小法廷判決)。	セント」の利率で合意した場合は、「年1パーセント」
		の利率が優先して適用されます。
P157	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に(④)能力、意思	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に(④)能力、意思
Lesson14 民法[1]	能力、(⑤) 能力が備わっていること、(2)契約内容が確	能力、(⑤) 能力が備わっていること、(2)契約内容が確
Question	定 でき 、(⑥) 可能であること、(3)(⑦) であって 社会	定 可能であること 、(⑥) 可能 であること (3) (⑦) を有
問 2	的妥当性 を有すること、(4)表意者の意思表示に(⑧) が	すること、 (4) (3) 表意者の意思表示に(®) がないこと、
	ないこと、が挙げられる。	が挙げられる。

該当箇所	変更前	変更後
P158	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に(④権利)能力、	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に(④権利)能力、
Lesson14 民法[1]	意思能力、(⑤行為) 能力が備わっていること、(2)契約	意思能力、(⑤行為) 能力が備わっていること、(2)契約
Answer	内容が確定 でき 、(⑥ 実現) 可能であること、(3)(⑦適	内容が確定 可能であること 、(⑥ 適法) 可能 であること、
問 2	法)であって社会的妥当性を有すること、(4)表意者の意	(3) (⑦ 社会的妥当性) であって社会的妥当性 を有するこ
	思表示に(⑧瑕疵)がないこと、が挙げられる。	と、 (4) (3)表意者の意思表示に(⑧瑕疵)がないこと、
		が挙げられる。
P199	関税法 69 条の 11 次に掲げる貨物は、輸入してはならな	関税法 69 条の 11 次に掲げる貨物は、輸入してはならな
Lesson18 関税法	۷٬۰	V'o
3 輸出または	九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作	九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作
輸入してはならない貨物	隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品	隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品(意
関税法 69 条の 11		匠権又は商標権のみを侵害する物品にあつては、次号に
		掲げる貨物に該当するものを除く。)
		九の二 意匠権又は商標権を侵害する物品(外国から日本
		国内にある者(意匠権を侵害する物品にあつては当該物
		品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害
		する物品にあつては業としてその物品を生産し、証明し、
		又は譲渡する者を除く。)に宛てて発送した貨物のうち、
		持込み行為(意匠法第二条第二項第一号(定義等)又は
		商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二条第七項
		(定義等) に規定する外国にある者が外国から日本国内
		に他人をして持ち込ませる行為をいう。)に係るものに限
		る。)
P200	…知的財産侵害物品として定められており(関 69 条の 2	…知的財産侵害物品として定められており(関 69 条の 2
Lesson18 関税法	第1項3号、4号、69条の11第1項9号、10号)、税関で	第1項3号、4号、69条の11第1項9号、9号の2、10
3 輸出または	取締りを行っています。	号)、税関で取締りを行っています。
輸入してはならない貨物		
3行目		

該当箇所	変更前	変更後
P200	① (省略)	① (省略)
Lesson18 関税法	2	② 外国から日本国内にある非事業者に宛てて発送した貨
3 輸出または	② 不正競争防止法 2条 1 項 1 ~ 3 号、10 号、17 号または	物のうち、外国にある者が外国から日本国内に他人を
輸入してはならない貨物	(…省略…) 1	して持ち込ませる行為に係る意匠権又は商標権を侵害
囲み内		する物品
輸入してはならない貨物		③ 不正競争防止法2条1項1~3号、10号、17号または
		(…省略…)
P200	…つまり、水際で取り締まることで、模倣品・海賊版の拡	…つまり、水際で取り締まることで、模倣品・海賊版の拡
Lesson18 関税法	散を防止しています。	散を防止しています。
3 輸出または		上記「輸入してはならない貨物」の②について、もとも
輸入してはならない貨物		と知的財産権を侵害する物品は、税関において関税法に基
本文の最後に追加		づく没収等取締りの対象とされていましたが(関 69 条の
		11 第1項第9号及び第2項)、知的財産権の権利侵害とな
		り得るのは業としての行為に限られ、個人使用目的による
		行為については権利侵害とならないため、個人使用目的で
		輸入される模倣品(意匠権または商標権を侵害する物品)
		は没収等をすることができませんでした。
		一方、近年、電子商取引の発展や国際貨物に係る配送料
		金の低下等により、海外の事業者が、国内の個人に対して
		少量の模倣品を郵便等で直接販売、送付する事例が急増し
		ており、このような個人使用目的で輸入される模倣品の増
		加に歯止めをかけることができない状況にありました。
		そこで、令和3年に改正された商標法及び意匠法におい
		て、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち
		込む行為について、権利侵害行為となることが明確化され
		たことを受けて、令和4年に関税法が改正され、海外の事
		業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品(意匠権ま
		たは商標権を侵害する物品)が、「輸入してはならない貨物」
		として、税関の取締りの対象となりました(関 69 条の 11
		第1項第9号の2)。

該当箇所	変更前	変更後
P201~202	関税法 69 条の 12 税関長は、この章に定めるところに従	関税法 69 条の 12 税関長は、この章に定めるところに従
Lesson18 関税法	い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号 <mark>又は</mark>	い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号から
4 輸出/輸入しては	第十号 に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するとき	第十号まで に掲げる貨物に該当する貨物があると思料する
ならない貨物に係る認定	は、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に	ときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの
関税法 69 条の 12	掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下	号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続
	この款において「認定手続」という。)を執らなければなら	(以下この款において「認定手続」という。)を執らなけれ
	ない。この場合において、税関長は、政令で定めるところ	ばならない。この場合において、税関長は、政令で定める
	により、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案	ところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実
	権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回	用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権
	路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求	者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差
	権者(前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定す	止請求権者(前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に
	る行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法	規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争
	第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を	防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は
	請求することができる者をいう。以下この款において同	予防を請求することができる者をいう。以下この款におい
	じ。)をいう。以下この款において同じ。)及び当該貨物を	て同じ。)をいう。以下この款において同じ。)及び当該貨
	輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を	物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手
	執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号 又は第十号 に掲	続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号から第十号
	げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提	まで に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が
	出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定	証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の
	める事項を通知しなければならない。	政令で定める事項を通知しなければならない。
P204	関税法69条の11第2項 税関長は、前項第一号から第六	関税法69条の11第2項 税関長は、前項第一号から第六
Lesson18 関税法	号まで、 第九号又は第十号 に掲げる貨物で輸入されようと	号 又は第九号から第十号まで に掲げる貨物で輸入されよ
6 輸出/輸入してはならない	するものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようと	うとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しよ
貨物に該当する場合	する者にその積戻しを命ずることができる。	うとする者にその積戻しを命ずることができる。
関税法 69 条の 11 第 2 項		
P204	① 通知があったことを知った日の翌日から起算して2カ	① 税関長の処分について不服があるときは、これらの処
Lesson18 関税法	月以内に、税関長に対して異議申立てを行う(関89条1	分を行った税関長に対して、処分の通知を受けた日の翌
6 輸出/輸入してはならない	項)	日から3か月以内に、再調査の請求を行う(関 89 条 1 項)
貨物に該当する場合		
囲み内		
1		

該当箇所	変更前	変更後
P207	5.貨物が知的財産侵害物品であると通知された輸入者は、	5.貨物が知的財産侵害物品であると通知された輸入者は、
Lesson18 関税法	通知があった日の翌日から起算して(⑭2カ月)以内に	通知があった日の翌日から起算して(⑭3カ月)以内に
Answer	(④税関長)に対して、(⑮異議申立て)ができる。その	(④税関長) に対して、(⑮ 再審査の請求) ができる。そ
問 2	ほか、権利者から(⑯同意)書を取得したり、その貨物	のほか、権利者から(⑯同意)書を取得したり、その貨
	の侵害部分の(⑰切除)等の修正が行える。	物の侵害部分の(⑪切除)等の修正が行える。
P219	三 前二号に掲げる事務についての相談	三 前二号に掲げる事務についての相談
Lesson20 弁理士法		四 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百五条の
2 弁理士の業務		二の十一第一項及び第二項(同法第六十五条第六項及び
弁理士法4条2項4号を追加		実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第三十条
		において準用する場合を含む。)に規定する意見を記載し
		た書面を提出しようとする者からの当該意見の内容(特
		許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。)に関す
		る相談
P219	弁理士法6条 弁理士は、特許法 (昭和三十四年法律第百	弁理士法6条 弁理士は、特許法第百七十八条第一項、実
Lesson20 弁理士法	二十一号)第百七十八条第一項、実用新案法(昭和三十四	用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又は
2 弁理士の業務	年法律第百二十三号)第四十七条第一項、意匠法第五十九	商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理
弁理士法6条	条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関	人となることができる。
	して訴訟代理人となることができる。	
P222	弁理士法 75条 弁理士又は 特許業務法人 でない者は、他人	弁理士法 75条 弁理士又は 弁理士法人 でない者は、他人の
Lesson19 弁理士法	の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは	求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商
3 弁理士または弁理士法人	商標若しくは国際出願、(…省略…)	標若しくは国際出願、(…省略…)
ではない者の業務の制限		
弁理士法 75 条		